

安全保障貿易管理関連法規の 改正について

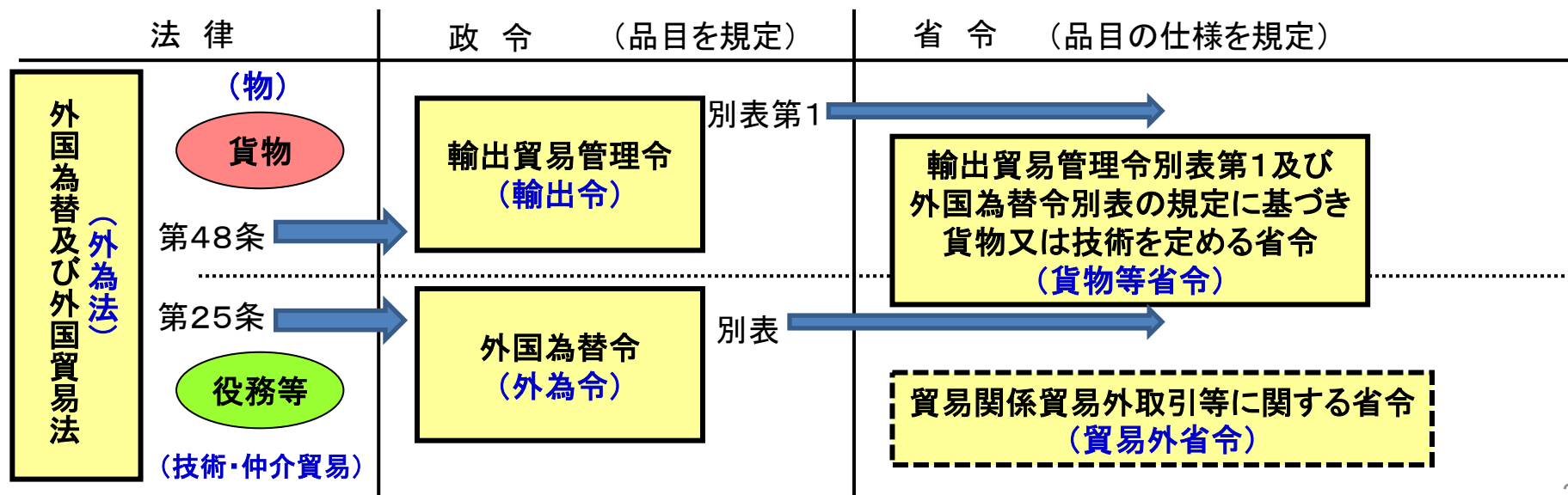
2013年9月

経済産業省 貿易管理部

安全保障貿易管理課

安全保障貿易管理制度の概要と改正趣旨

- 大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において、安全保障のために輸出規制すべき対象品目が合意されている。
- 我が国においては、当該合意に基づき、政令で規制対象品目を規定（リスト規制）。各レジームの合意を担保するために、規制対象品目やその仕様を定めている関係政令・省令等の所要の改正を毎年行っている。法令構造は下記のとおり。
- なお、現下の国際情勢等を踏まえ、輸出管理制度をより実効的なものとするため、本年は、上記のリスト規制品目の改定に加え、通常兵器に係るキャッチオール規制の対象品目の拡大を図るべく、関係法令の所要の改正を行う。



(参考1) 国際輸出管理レジーム

	WA (ワッセナー・アレンジメント)	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)
設立目的・趣旨	地域紛争防止の観点からの通常兵器及び関連資機材の輸出規制	(1) 1974年のインドの核実験成功を契機として発足した、原子力関連の原料物質等、専用設備の輸出規制 (2) その後92年にイラクの核兵器開発問題等を契機として核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の汎用品の輸出規制を追加	イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として発足した、化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制	80年代初頭、ミサイル開発が活発化してきたことを背景とした大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、部品及び製造設備等の輸出規制
参加国	41カ国	48カ国	41カ国	34カ国
規制対象品目	(1) 武器 (2) 汎用品 ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等	(1) 原子力専用品・技術 ①核物質 ②原子炉・附属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント (2) 原子力関連汎用品・技術	(1) 化学兵器 ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 (2) 生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	(1) ロケット、無人航空機 (2) ロケット、無人航空機に使用され得る資機材・技術

(参考2)輸出令別表第1・外為令別表の項番とレジームの対応関係

項	国際輸出管理レジーム		規制品目		
1	WA(ワッセナー・アレンジメント等)				
2	大量破壊兵器関連	NSG(原子力供給国会合)	NSGパート1 NSGパート2	原子力専用品 原子力用途以外にも使用できる汎用品	
3		AG(オーストラリアグループ)	化学兵器の原料となる物質及び製造装置		
3の2			生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置		
4		MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置		
5	通常兵器関連	WA(ワッセナー・アレンジメント)	カテゴリー1	先端材料	
6			カテゴリー2	材料加工	
7			カテゴリー3	エレクトロニクス	
8			カテゴリー4	コンピュータ	
9			カテゴリー5	通信機器	
10			カテゴリー6	センサー／レーザー	
11			カテゴリー7	航法装置	
12			カテゴリー8	海洋関連装置	
13			カテゴリー9	推進装置	
14			軍需品リスト	(1項に該当するものを除く)	
15			機微な品目		
16			キャッチオール規制 補完的輸出規制		

改正のポイント

リスト規制とキャッチオール規制

	リスト規制	キャッチオール規制		
	毎年改正	大量破壊兵器 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
対象地域	全地域	ホワイト国を除く全地域	国連武器禁輸国	一般国
と許 な 可 が 要 必 件 要	—	大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知
規 制 対 象	<u>政令で定める品目</u> 武器、機微な汎用品(原子力関連品目、生物・化学兵器関連品目、ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)	<u>リスト規制品目以外で特に通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い34品目</u> 今回の改正対象

リスト規制：国際輸出管理レジームにおける合意に基づき、政令で規制対象品目を規定。当該リストに掲げられた品目の輸出の際には、許可申請が必要となる。

キャッチオール規制：リスト規制品目以外の品目で、大量破壊兵器・通常兵器等の開発等に用いられるおそれがあるものについて、実効的な輸出管理を行うための規制。経済産業大臣からの通知がある場合等に許可申請が必要となる。

ホワイト国：各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国
アルゼンチン、フランス、ニュージーランド、オーストラリア、ドイツ、ノルウェー、オーストラリア、ギリシャ、ポーランド、ベルギー、ハンガリー、ポルトガル、ブルガリア、アイルランド、スペイン、カナダ、イタリア、スウェーデン、チェコ、韓国、スイス、デンマーク、ルクセンブルク、イギリス、フィンランド、オランダ、アメリカ 計27カ国

国連武器禁輸国：国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されている国
アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン 計11カ国

一般国：上記記載以外の全ての国（イラン、シリア、中国、トルコ等）

リスト規制品目の改正(政令)

- 軍用人工衛星又はその部分品の追加
- スクロール型圧縮機及び真空ポンプの追加
- 噴霧乾燥器の追加
- 風洞に関する規定変更
- 無線通信傍受装置・通信妨害装置の監視装置等の追加
- IED妨害装置に付属する装置の追加 等

通常兵器に係るキャッチオール規制の改正①

- 通常兵器キャッチオール規制とは、非リスト規制品目を国連武器禁輸国・地域及びその他の非ホワイト国を仕向地とする輸出であって、貨物が武器（輸出令別表第1の1項）の開発・製造・使用に用いられるおそれがある場合に規制を課す制度。
- これまで、通常兵器キャッチオール規制では、一般国向けの輸出の場合に、輸出令別表第一の16の項(1)に掲げる34品目のみについて、経済産業大臣からの通知（インフォーム）を要件に規制してきた。
- このため、武器の開発等に用いられるおそれがあるにもかかわらず、当該品目に該当しないために、通知対象外となっていたケースが存在している。
- 我が国の輸出管理制度をより実効的なものとするため、当該品目を規定する16の項について改正を行う。

＜通常兵器の開発等に用いられる可能性がある場合＞

一般国向けの輸出であって

- ①16の項(1)の34品目→経済産業大臣からの通知（インフォーム）を要件として、許可申請が必要となる
- ②16の項(2)の品目の場合→許可申請は不要

＜通常兵器の開発等に用いられる可能性がある場合＞

一般国向けの輸出

全品目（食品、木材等を除く）について、経済産業大臣からの通知（インフォーム）を要件として、許可申請が必要となる。

通常兵器に係るキャッチオール規制の改正②

		許可申請の要・不要	
		16の項(1)記載の貨物	16の項(2)記載の貨物
国連武器禁輸国・地域	用途要件 貨物が輸出令別表第1の1項(武器)の開発・製造・使用に用いられることが契約書等において、明らかになっている場合	○	○
	インフォーム要件 貨物が輸出令別表第1の1項(武器)の開発・製造・使用に用いられるおそれがあるものとして、経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合	○	○
上記を除く非ホワイト地域 (「一般国」)	用途要件 同上	×	×
	インフォーム要件 同上	○	× → ○ (今回の改正)
ホワイト地域	規制対象外		